

吉野川市建設工事等入札心得

最終改正 令和7年4月1日

(目的)

第1 建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法（昭和22年法律第67号）、吉野川市財務規則（平成16年吉野川市規則第44号）及び吉野川市公共工事標準請負契約約款に関する規則（平成16年吉野川市規則第113号）その他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

(入札に関する留意事項)

第2 入札参加者は、市が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。入札書記載金額は、特に指示のない限り、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

2 入札書は吉野川市財務規則様式第55号により作成し封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入力画面上において作成し、電子認証により登録されたICカードを使用し、入札書締切日時までに入札金額等を入力し、送信するものとする。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は（電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後は）、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。

4 第5各号により入札が無効となった者又は最低制限価格を設定した工事にあつては、その最低制限価格に110分の100を乗じて得た価格を下回る入札書記載金額で入札をした者は、当該工事等に係る再度入札に参加することができない。

5 再度入札執行回数は2回を限度とし、落札者が無いときは、入札を打ち切り、又は予定価格との差を勘案し随意契約とする場合がある。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札回数は1回とし、再度入札は行わない。

6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書は不要とする。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードに限るものとし、復代理人の入札は認めないものとする。

7 代理人及び復代理人が入札する場合において、入札書の記名は次の例によるものとする。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札者の名称を入力する。

代理人の場合

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 氏名

復代理人の場合

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 住所

商号又は名称

氏名

復代理人氏名

㊞

㊞

(入札の辞退)

第2の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、第3項による場合は、この限りでない。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札担当者に市が指示する日時までに直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出すること

ができる。ただし、第2第3項の規定にかかわらず、入札書提出後配置予定技術者が配置できなくなった場合等参加資格を喪失したと認められるときは、入札者が開札までの間に入札辞退理由書(様式1)を、市入札執行者に提出した場合に限り、入札の辞退を行えるものとする。

- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

(公正な入札の確保)

第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

(当該入札が無効となる事項)

第5 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 〈1〉 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- 〈2〉 「吉野川市電子入札システム運用基準」に規定する有効な入札書に該当しない入札
- 〈3〉 「吉野川市電子入札システム運用基準」に規定するICカードの不正使用に該当する入札
- 〈4〉 要件を満たさない工事費内訳書を提出した者又は工事費内訳書を提出しない者のした入札
- 〈5〉 確認資料を持参又は郵送により提出する場合において、電子入札システムによる目録ファイルの提出のない者のした入札
- 〈6〉 記名押印のない入札(電子入札による場合は、電子認証書を取得していない者のした入札)
- 〈7〉 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- 〈8〉 同一事項に対してした2通以上の入札
- 〈9〉 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 〈10〉 委任状を持参しない代理人が行った入札
- 〈11〉 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日(日付)を誤り、又はその記載のない入札
- 〈12〉 明らかに連合によるものと認められる入札
- 〈13〉 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(契約の締結)

第6 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日以内に契約金額の10分の1(予定価格が10億円以上の建設工事にあつては、10分の3)以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。ただし、設計金額が500万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。

- 2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

- 3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

- 4 落札決定後、契約締結までの間に市において指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消すものとする。

- 5 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められる場合は、当該落札者決定を取り消すことがある。

- 6 第1項の契約保証金に代えて、前払金保証事業会社が発行する保証証書については電磁的取扱いも可能と

する。また、損害保険会社が発行する公共工事の履行保証証券及び履行保証保険の証券等については、電磁的方法による提出も可能とする。

(前金払の特約)

第7 請負金額及び受託金額が300万円以上である場合は、契約締結時に、申し出により10分の4以内(業務委託にあつては10分の3以内)の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。

2 請負金額が1,000万円以上の工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により10分の2以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

この吉野川市建設工事等入札心得は、平成16年10月1日より実施する。

様式 1

入札辞退届

1 案 件 名

2 開札年月日

上記の案件について、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

吉 野 川 市 長 殿